

全国鍼灸マッサージ協会一人院長労災組合

規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は全国鍼灸マッサージ協会一人院長労災組合（以下「組合」という）と称する。

(事務所所在地)

第2条 この組合は千葉県浦安市北栄 2-14-24 ジュネッタ 9-101 に置く。

(目的)

第3条 この組合は労災保険特別加入等福利厚生面の向上並びに安全関係、技能講習、特別教育受講等について組合員の便宜をはかることを目的とする。

(委託)

第4条 この組合の労災保険特別加入に関する一切の事務処理については労働保険事務組合又は社会保険労務士へ委託することが出来る。

(事業)

第5条 この組合は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 労災保険特別加入に関する一切の事務処理並びに保険料納付に関すること
- (2) 業務上、通勤途上災害の発生の諸手続きに関すること
- (3) 労働安全衛生法等に定める技能講習、特別教育の受講斡旋手続きに関すること

第2章 組合員

(組合員の資格)

第6条 この組合の組合員たる資格を有する者は次の各号すべての要件を満たしている者とする。

- (1) 労働者災害補償保険法第33条第3号、第4号、施行規則第46条の17第10号に該当する者
- (2) 関東ブロック（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、

静岡県)に事業の拠点を有する者(事業の拠点を有しない場合は、上記ブロックに居住する者)

ただし、第7条に記載の研修会を全国で実施した際は、各ブロックに対象が広がるものとする。

(研修会の実施)

第7条

組合は、年1回以上、前条第2号のブロック単位で災害防止等に関する研修会を実施する。

研修会の実施時期については、研修会規程により別途定めるものとする。

(加入)

第8条 組合員になろうとする者は、加入申込書に必要事項を記載し、組合に書面にて申し込むものとする。

(脱退)

第9条 組合員は、脱退届を組合に提出し任意に脱退することができる。但し次の各号の一に該当するときは、自動的に脱退したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は組合員である団体が消滅したとき
- (2) 組合費又は労災保険の保険料に相当する額の納付を怠ったとき
- (3) 給付基礎日額の申告、その他、労働保険手続に必要な書類の提出を怠ったとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 第6条の各号の要件のいずれかに該当しなくなったとき

(除名)

第10条 組合員は、次の各号の一に該当するときは理事会の決議を経てこれを除名することができる。

- (1) 組合の定める規約及び規程に従わなかったとき
- (2) 組合の事業を妨げる行為をしたとき
- (3) 組合の名誉を毀損したとき

(組合員の権利)

第11条 組合員は組合の事業に対する均等の取扱いを受ける権利を有する。

(組合員の義務)

第12条 組合員は次の義務を負う。

- (1) 組合規約並びに諸規程等を遵守する義務

- (2) 組合費、臨時組合費及び保険料に相当する額を納付する義務
- (3) 給付基礎日額の申告、その他、労働保険手続に必要な書類を提出する義務

第3章 機関

(機関の種類)

第13条 この組合に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会の決議事項)

第14条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業の結果報告に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 組合の解散に関する事項
- (5) その他重要な事項

(総会の構成)

第15条 総会は組合の最高決議機関であって組合員及び第26条の役員をもって構成する。

(総会の成立)

第16条 総会は組合員総数の過半数の出席によって成立する。

(定時総会)

第17条 定時総会は毎年事業年度2か月以内に理事長が招集し開催する。

(臨時総会)

第18条 理事会が必要と認めた時に理事長は臨時総会を開催する。

(総会手続き)

第19条 理事長は総会を招集する時には開催理由、日時、場所、議題等を開催日の7日前までに文書により組合員に通知しなければならない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は出席組合員の過半数以上の同意により決定する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

2 第26条に定める役員である組合員は、議決権を有するものとする。

3 組合員は、議決権の行使について、理事長に対して包括委任する。ただし、組合員は、所定の書式で申し出る方法により、当該包括委任をいつでも撤回することができる。

4 前条の定めにかかわらず、理事長は、前項の包括委任をしている組合員に対しては、総会の招集の通知をすることを要しない。ただし、当該組合員から通知を要求された場合は、この限りではない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は理事長とする。

(総会の採決)

第22条 総会の採決は挙手、直接無記名投票のいずれかによる。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事録は議長及び出席した役員1名が作成しこれに署名するものとする。

(理事会)

第24条 理事会は総会より次の総会までの期間、組合業務の執行にあたり総会に対して責任を負う。

(理事会の構成)

第25条 理事会は会計監事を除く役員で構成し、理事長が随時招集し開催する。

(理事会の成立及び決議事項)

第26条 理事会は会計監事を除く役員総数の過半数以上の出席によって成立する。

2 理事会の議長は理事長があたり、議事の決定は出席理事の過半数以上の同意により決定する。

3 理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 業務執行に関する事項
- (2) 理事の職務執行の監督に関する事項
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職に関する事項
- (4) 顧問及び相談役の推薦に関する事項
- (5) 事業計画、予算及び決算の決定並びに会計処理に関する事項

- (6) 資産、財産の処分に関する事項
- (7) 総会の開催に関する事項
- (8) 規程の制定及び改廃に関する事項

(理事会の議事録)

第27条 理事会の議事録は議長及び出席した役員1名が作成しこれに署名するものとする。

第4章 役員

(役員)

第28条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上4名以内（そのうち1名を理事長、1名を副理事長とする。）
- (2) 会計監事1名以上

(役員任期)

第29条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、定時総会によって改選されるものとする。ただし再選を妨げない。

- 2 臨時の改選又は補充により就任した役員任期は前任役員残任期間とする。
- 3 任期満了又は辞任によって退任した役員は新たに選挙された役員が就任するまで間役員職務を行う。

(役員任務)

第30条 役員任務は次のとおりとする。

- 1 理事長はこの組合を代表し、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するとともに理事会の議長となり理事会を統括する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事長及び副理事長とともに理事会を構成し、この組合の業務を連帯の責任で運営する。
- 4 会計監事は常に組合会計の厳正を期するため会計上の帳票、記録等を監査する。

(役員選任)

第31条 役員選出は総会出席組合員の挙手又は無記名投票により決める。

- 2 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

- 3 前二項の規定に関わらず役員を選出は総会出席組合員多数の同意があるときは、指名推薦によって行うことができる。
- 4 指名推薦による場合の被指名人の選出は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 5 選考委員が被指名人を決定したときは、その総会に諮り出席組合員多数の同意を得て決める。

(理事長、副理事長の選任)

第32条 理事長及び副理事長の選出は理事の内から理事会の決議により選出する。

(役員 of 辞任)

第33条 役員が病気その他やむを得ない理由で辞任するときには理事会の承認を受けなければならない。

(顧問及び相談役)

第34条 この組合に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、重要な事項について、事務所の諮問に応ずる。

(職員等)

第35条 この組合に職員を置くことができる。

- 2 職員の業務には原則として組合の母体団体である一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会の職員がその任にあたる。

第5章 会計

(事業年度)

第36条 この組合の事業年度は毎年4月1日から(翌年)3月31日までとする。

(会計責任者)

第37条 この組合の会計に関する責任者は、次の通りである。

会計責任者 草刈 康徳

- 2 会計責任者はこの組合に関する一切の会計管理において責任を有する。

(経費の支弁)

第38条 この組合の経費は次の収入をもって支弁する。

- (1) 組合費（事務手数料を含む）
- (2) 臨時組合費
- (3) 寄付金
- (4) 預金利子等の雑収入

（組合費）

第39条 組合費は1人3,600円/年とする。

- 2 前項の組合費は、理事長の判断によりこれを減免することができる。

（組合費の納入）

第40条 毎年2月27日までに、1事業年度分の組合費を一括納付しなければならない。

- 2 新入組合員については加入する時に、加入当月分から3月までの組合費総額を一括納付しなければならない。
- 3 組合員がこの組合を脱退するときは、納付済（一括納付を含む。）の組合費を返済しない。

（臨時組合費）

第41条 この組合の維持費に不足が生じたときには総会の決議により臨時組合費を徴収することができる。

（保険料）

第42条 組合員は組合が指定する日までに保険料（概算保険料，確定保険料，一般拠出金等）に相当する額を納付しなければならない。

- 2 組合員がこの組合を脱退するときは、納付済の保険料に相当する額のうち保険料に充当されなかった部分を返済する。返済手数料は組合員の負担とする。

（委託）

第43条 組合は、前三条の組合費，臨時組合費，保険料に相当する額等の徴収事務を，組合の母体団体である一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会に委託することができる。

（予算・決算）

第44条 理事会は毎年度の予算及び決算について会計監事の監査を受けた後、総会に報告し承認を得なければならない。

（会計処理）

第45条 組合の会計処理は理事会が責任を負う。

2 理事会は会計帳簿を常に整備し、組合員の申出があったときは閲覧させなければならない。

第6章 解散

(組合の解散)

第46条 この組合の解散は総会において出席組合員の4分の3以上の同意を必要とする。

(財産処分)

第47条 組合解散による財産の処分は総会において決める。

第7章 附則

(設立時役員)

第48条 この組合の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事長	寺澤 智博
設立時副理事長	杉浦 雄
設立時理事	妹尾 朋子
設立時会計監事	嶋崎 寛之

(規約)

第49条 この規約の変更及び改廃は総会の決議を得て行う。

附則 (令和年月日)

設立年月日：2022年10月1日

この規約は本組合が一人親方等特別加入組合として承認を受ける日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

愛知県半田市白山町5-210-16 レジデンス白山3B号

理事長 寺澤智博

⑨